

令和7年度第2回  
荒川区児童福祉審議会会議録

日時：令和8年2月2日（月）午後6時30分～午後7時30分  
会場：荒川区役所3階 304・305会議室

○後藤子育て支援課長 それでは定刻となりましたので、令和7年度第2回荒川区児童福祉審議会を開催いたします。子育て支援課長の後藤です。

皆様には大変ご多忙な中、遅い時間にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくおねがいいたします。はじめに、河津委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○河津委員長 皆さんこんばんは。本日は今年度2回目の児童福祉審議会です、よろしくをお願いいたします。本日は出席者11名、欠席者7名でございます。荒川区児童福祉審議会条例第6条に定めております過半数の委員のご出席をいただいておりますので、会議の定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、会議録作成のため、本日の会議は録音をさせていただきます。会議録については、委員の皆様にご確認いただいた後、会議資料と共に区のホームページに掲載させていただきます。

また、本審議会につきましては荒川区児童福祉審議会条例施行規則第2条の規定により原則公開となっております。本日は傍聴者がいらっしゃいますので、入場させていただくこととなります、よろしいでしょうか。

(了承の声)

ありがとうございます。それでは、傍聴人の入場をお願いします。

○河津委員長 それでは、事務局から本日の流れについて説明をお願いいたします。

○後藤子育て支援課長 それでは、本日の審議の流れについて御説明いたします。机上にお配りしております資料の確認も併せてお願いします。

初めに、1件目の案件として、「部会の開催状況について」を行います。資料は資料1でございます。続いて2件目の案件として、「荒川区子ども家庭総合センターの運営状況について」を行います。資料は資料2-1、資料2-2でございます。最後に、3件目の案件として、「児童福祉に係る荒川区の令和7年度の取り組みについて」を行います。資料は資料3-1、資料3-2でございます。

本日の流れは以上です。また、本日ご発言いただく際は、事務局がマイクをお待ちしますので、挙手の上、ご発言いただきますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○河津委員長 それでは、本日の議事に移りたいと思います。

初めに、「部会の開催状況について」です。

まず、事務局から説明をしていただき、その後、部会長からコメントを頂戴したいと思っております。この期間中、里親部会、保育部会、児童虐待死亡事例等検証部会については開催がありませんでしたので、権利擁護部会について事務局から説明をお願いいたします。

○後藤子育て支援課長 それでは、子育て支援課から説明させていただきます。お手元の資料1の2ページを御覧ください。

この期間中、権利擁護部会につきましては、2回開催いたしました。第1回は、児童福祉法第28条第1項に基づく施設入所の適否について2件ご審議いただき、承認となっております。また、令和7年7月分の荒川区子ども家庭総合センターにおける出頭要求等及び一時保護実施状況についての報告もいたしました。

第2回は、児童福祉法第28条第1項に基づく施設入所の適否について1件ご審議いただき、承認となっております。また、令和7年10月分の荒川区子ども家庭総合センターにおける出頭要求等及び一時保護実施状況についての報告と保育所等の職員による虐待発生時の児童福祉審議会への報告方法等について報告いたしました。

以上でございます。

○河津委員長 では、川松部会長にコメントをお願いいたします。

○川松委員 今、御説明いただいたように2回開催していきまして、3件の諮問がありました。いずれも28条の申立てに関する適否についての諮問ということで、3件共に28条申立てが適当という審議結果となっております。

最近の傾向としては、心理的虐待でお子さんが非常につらい思いをされていて、おうちに帰りたくないとおっしゃる、そういう事例が多くなっています。逆に言うと、立証していく上で、お子さんの心理的な所見がとても大事になってきます。外見上の傷は明瞭にないというケースが多いので、その点で児童相談所での心理所見でしたり医学所見でしたり、そういったところを丁寧に立論していくことが大切という意見がございました。

そして、お子さんはかなり抑圧されながらご家庭で過ごしてきていて、我慢していたり抑え込んでいたりしていたものがあり、それが今度は、措置されて安心できる環境になることで、様々な形で出てくるのが予想され、その後、様々な行動上の問題が出てくるかもしれないので、児童相談所には、丁寧な心理的ケアを意識して関わっていただきたいという意見がございました。

それから、保護者の改善を求めて、やがてお子さんが保護者と一緒に暮らせるようにしていくといった支援が求められるので、保護者の状況を把握しながら、どのように働きかけをしていくかという観点でも引き続き取組をお願いしたいという意見も伝えました。

ただ、なかなか保護者と暮らす見通しがつきにくいお子さんもいらして、社会的養護から自立していくということも想定されます。その場合に、家族・親族と関わりが切れてしまうと、孤立した状況で自立せざるを得ないので、そのお子さんに継続して関わっていただける、寄り添っていただく方を見いだしてつなげていくということが大事ではないかと思えます。

そして、養育環境としては、施設だけでなく、里親さんで丁寧に関わっていただく、密度濃く関わっていただく必要があるのではないかと触れておきまして、申し立てに当たっては併記の形で、里親委託もご検討いただきたいというような意見を述べました。

概略そのような状況で議論させていただきました。児童相談所は一生懸命丁寧に関わっていただいておりますけれども、引き続き今後も丁寧な関わりをお願いしたいと思います。

以上です。

○河津委員長 ありがとうございます。

それでは、何か質問があれば皆様からお受けしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○師岡委員 御報告ありがとうございました。

保育部会長を務めておりますので、その立場から、第2回目の報告事項の「(2) 保育所等の職員による虐待発生時の児童福祉審議会への報告方法等」について、可能な範囲で結構ですので、要点をご紹介いただければありがたいと思います。

○河津委員長 事務局からお願いします。

○後藤子育て支援課長 昨年10月1日における保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が施行されたということを踏まえまして、今までであれば、通報義務等の仕組みの対象は児童養護施設等のみであったところが、保育園等が対象に増えたため、どのような形で権利擁護部会へ報告するか、事務局で検討し、報告させていただいたところでございます。

大きなところでは、全ての虐待通報を自動的に権利擁護部会に報告させていただくというよりは、その状況に基づいて、一つ一つ事務局でも検証し、重大な被害が発生したという場合は権利擁護部会に報告させていただく。例えば、虐待の有無について、事務局で一次的に調査等を行い、検討した上で権利擁護部会に報告をさせていただくというようなことを提案させていただいたところでございます。

○師岡委員 ありがとうございます。一つ関連で、10月1日以降の改正に関しては、保育所等の保育園現場にもかなり周知徹底は進んでおりますか。

○後藤子育て支援課長 幼稚園や保育園については、各園長会等で通報義務が始まったということを早い段階から周知をさせていただいております。発生したときには通報の義務があるということをご案内をしているところでございます。

○師岡委員 ありがとうございます。引き続き丁寧な対応をお願いいたします。

○河津委員長 私も、事務局とは事前に打合せをしまして、保育部会との関係をどうするかということは一応議論しました。今後、案件によっては保育部会から何人か出席していただくこともあるかもしれませんが、今回は権利擁護部会の所掌事務とすることで議論を進めさせていただきました。

○師岡委員 必要に応じて連携をしていければと思います。

○河津委員長 川松部会長もよろしいですか。

○川松委員 ありがとうございます。権利擁護部会で保育所等の虐待について取り扱うことになりましたけれども、事業範囲が広くて、数多くの事業所が新しく対象となっています。保育所や学童もあり、それぞれ数が多く件数としては結構上がってくる可能性があるのでは、

今、子育て支援課長に御説明いただいたように、緊急度で分けをして、扱い方を分けるという形となりました。本来であれば、保育所等での虐待に関する専門部会を設置されるほうが有効であろうとは思っています。保育部会は保育所の認可等の観点で委員が集まっています、権利擁護部会は児童相談所での対応について検討するというので委員が集まっています、必ずしも権利擁護部会は保育所や学童保育に知見を有するメンバーとは言えないところがあるので、本来であれば、そうした専門部会を設置する必要があるだろうと思うのですが、なかなかそれは難しいということで、当面は、権利擁護部会で対応していくと理解しているところです。

なので、権利擁護部会のメンバーに、場合によってはオブザーバー的に保育所や学童保育、児童館等に知見のある方が参加いただくことが必要なのかなと思います。

あと、幼稚園はどうなさるのかというのを事務局に確認してよろしいでしょうか。

○後藤子育て支援課長 令和7年度については、私立幼稚園も含めて全ての案件を東京都で対応すると聞いているところでございます。

少しだけ追加で情報提供させていただきますと、川松部会長がおっしゃったとおり、権利擁護部会については、幼児教育の専門性を少し補足する必要があるのかなというところで、幼児教育に詳しい学識経験者に10月1日より打診を行い、案件があったときにはオブザーバーとして参加いただくことになっております。

なお、参考までに、10月1日施行でございますけど、現時点では発生事例はなく、通報された件数は0件でございます。

以上でございます。

○川松委員 ありがとうございます。今後も継続して、在り方について検討いただけたらと思います。

○河津委員長 それでは、本件については以上とさせていただきます。よろしいでしょうか。ほかに御質問はよろしいですか。

それでは、続いて、「子ども家庭総合センターの運営状況」について、所管課から説明をお願いいたします。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 荒川区子ども家庭総合センターの運営状況につきまして御報告させていただきます。

まず資料2の冊子の資料について御報告をさせていただきます。こちら、ページ数が多くなってございますので、ポイントを絞って説明させていただきます。

まず冊子の2ページ、3ページには荒川区の人口推移を記載しております。おめくりいただいて、4ページ以降には、児童相談所の設置の経緯でしたり児童相談所業務の説明などを記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

少し飛びまして、18ページをお開きください。こちらからが荒川区子ども家庭総合センター事業概要になります。19ページには全国と東京都の相談受理件数を記載しておりま

す。

1枚おめくりいただいて、20ページには全国と東京都の虐待の対応件数を記載しております。全国、東京共に増加傾向で推移しております。

21ページには荒川区の相談受理件数を記載しております。表の一番右の列、合計を見ていただきますと、令和6年度は1,322件、うち虐待相談件数は657件となっております。令和6年度の実績の内訳等につきましては、前回7月の児童福祉審議会のときに御説明させていただきましたので、本日詳細につきましては割愛させていただきます。

令和6年度版の冊子の変更点を少しご説明させていただきますと、同じく21ページの経路別受付状況の表の中に、行として「うち虐待相談」と書かれている行を追加いたしました。これまで児童福祉審議会で頂戴した御意見の中で、特に虐待相談がどこから相談につながっているのかが重要との御指摘をいただき、令和6年度版の冊子から虐待相談の経路別の内訳を追加いたしました。

次に、24ページをお開きください。24ページの一番下に参考として、全国及び東京都との比較を追加させていただきました。囲みの中の表の一番上、荒川区のところを見ていただくと、家族、親戚からのご相談で対応したケースが12.5%となっており、全国や東京と比べ、この部分の割合が高くなっております。

令和6年度事業概要に関するご説明は以上になります。

続きまして、[資料2-2](#)、A4横の資料をお手元をお願いいたします。[資料2-2](#)「荒川区子ども家庭総合センターの運営状況」は令和7年4月から11月分までの実績になります。

1枚目の表、経路別相談受付状況では、相談受理件数の合計として804件となっております。昨年の11月時点と比較すると、相談件数は若干減少しております。

おめくりいただきまして、2-1の表を御覧ください。2-1の表では、先ほどの804件につきまして、相談の種類ごとに内訳を記載しております。

さらに次のページでは、3番の表になりますが、種類別相談対応件数では、対応別の数字として合計701件という実績になっております。

説明は以上になります。

○河津委員長 それでは、御質問のある方はどうぞ手を挙げてください。

掛川委員、お願いします。

○掛川委員 御報告ありがとうございます。

[資料2-2](#)の3の種類別相談対応件数の表で、面接指導の中の他機関あっせんというところで、児童虐待が6件となっています。これは具体的にはどちらにあっせんしているかを教えてください。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 児童虐待の他機関あっせんにつきましては、6件の詳細の全てが手元にあるわけではございませんが、おおむねほかの児童相談所です。

たり子ども家庭支援センターにケース移管している方でございます。

○掛川委員 ありがとうございます。

○河津委員長 ほかにはいかがでしょうか。では、片倉委員、どうぞお願いします。

○片倉委員 同じ表の養護相談で、児童虐待は施設入所が6件になっていますが、一方でその他のほうには入所がなく、ほとんど助言指導になっているのですが、その他の養護相談には、どんなような相談が多かったのでしょうか。施設入所につながるものがなかったということですか。お願いします。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 まず、養護のその他というご相談につきましては、養育困難の相談が多数を占めてございます。その中で施設入所がなかったのかというところでございますが、施設入所は確かにゼロ件となっておりますが、4つほど右に里親委託で1件となっております。なかなか養育が困難なので里親家庭へ委託となったケースがございます。

そのほかには、一番右の列のその他で6件となっているところの一部には、自立援助ホームに入所したようなケースがこちらに計上されてございます。

○河津委員長 よろしいですか。

○片倉委員 ありがとうございます。

○河津委員長

ほかにはいかがでしょうか。

先ほどの比較でも、荒川区と都と全国の比較も出ていましたので、区の特徴が出ているかと思えます。

それから、区立児童相談所ができてから、それまで都立のときには育成相談まで手が回らなかったのが、区立の場合は回ってきているのではないかという意見の人もいるわけですが、その辺はいかがですか。都立の児童相談所は虐待だけに追われているという感じなのですが、区立児童相談所ができることによって、相談の裾野が広がって、本来の児童相談所らしい活動ができていると思いますが、荒川区の実感としてはいかがでしょうか。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 今、河津委員長がおっしゃったとおりの実感を我々も持っております。実際の数字では、令和6年度1,322件中の657件が虐待ということで、約半数が虐待ということではございますが、裏を返せば、残りの半数が、育成相談でしたり、それ以外の相談ということになってございます。特に虐待を除いた相談につきましては、家族、親戚からの相談経路が多くなってございまして、このような結果は区児童相談所だからこそできていることだと感じてございます。

○河津委員長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

川松委員。

○川松委員 御説明ありがとうございます。

資料2-1の事業概要で、2つ伺いたいことがあります。1つは、31ページ、里親登録数についてです。今回、里親部会が開催されていなかったということで、里親登録数の伸びという点でご苦労されているのではないかという気がしており、資料2-2でも、措置ケースは12ケースとありますが、うち里親委託が2件にとどまっている。事業概要の30ページでは、里親委託率が令和6年度で9.3%となっていますが、フォスタリング機関も入ってきて、その辺りの取組が現在どうなのかというところを1点伺いたいと思います。

それから、事業概要の33ページにあるショートステイ事業の実績を拝見していて、ショートステイの延べ利用日数が年々増えていると感じており、これはとてもいいことだろうと思いました。利用が増えることによって措置が減っていくという効果もあるのかなと思うのですが、逆に預け先の枠が足りなくなっていないのかということも気になりました。特に協力家庭ショートステイが増えていることがとてもいいことではないかなと思うのですが、この辺は何か積極的にアピールされているのでしょうか。あと、協力家庭で里親の養育家庭がどのくらい活用されているか。養育家庭で、特に未委託の養育家庭などであればもっと活躍いただけると思うのですが、協力家庭ショートステイで里親へのショートステイはどのくらいあるのかを伺いたいです。よろしくお願いします。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 まず、1つ目の質問で、里親の登録状況でしたり委託の状況についてです。まず今年度の増加数として、先ほどの部会の報告の中では、期間が7月から12月までの報告となっておりまして記載がなかったのですが、5月に開会された里親部会で1家庭、登録となっております。

それから、先週、1月に里親部会が開催されておりまして、そこで養育家庭としての登録について、適との答申をいただいておりますので、本年度につきましては、現時点で2家庭増えているという状況でございます。

そのほかに、里親の当初のインテークが進んでいる家庭が5家庭ほどございますので、今年度から来年度にかけて、もう1、2家庭程増える見込みでございます。その中で委託率が9.3%というところは、数字としては、令和5年度から落ち込んでいて、我々としても課題として認識しているところでございます。

ただ、先ほど対応件数の資料で里親委託が2件と記載がございましたが、これは11月末の実績でして、12月から1月にかけて、あと1人、2人程里親委託に進んだ家庭がございますので、そちらも入れると、里親委託が3件と施設入所が10件で、昨年度より里親委託率は上がってくると考えてございます。しかし、依然厳しい状況ではございますので、引き続きご助言など賜れば幸いです。

それから、ショートステイの利用件数が増えているというところにつきましては、令和5年度に、区内にクリスマスフォレストという児童養護施設を開設してから、非常に評判が高く、利用しやすさもあって、件数が大幅に伸びているような状況でございます。

こちらの利用がいっぱいになって使えないのではないかとのご心配につきましては、



確かに、週末の土日でしたり、夏休み、冬休みという長期の休暇では埋まりがちでございますが、全体として平均をとりますと6割から7割程の利用率になってございます。施設のほうで空きがないときには、協力家庭のご利用をお勧めするなどして、なるべく利用者の方のご都合に合わせた形で対応できるように心がけているところでございます。

協力家庭のショートステイにつきましては、川松委員がおっしゃったとおり、里親でもなられている方が3名か4名ほどおりますので、今後、里親が登録されたときには、ご登録をご希望の方には協力家庭も併せてお勧めしてまいります。今、未委託のご家庭にも、ショートステイではないのですが、一時保護委託で預かっているお子様がいらっしゃいますので、このようにショートステイや一時保護委託により、様々な形で、委託のない里親さんにもご活用いただきたいと考えてございます。

○川松委員 ありがとうございます。

○河津委員長 それでは、師岡委員、お願いします。

○師岡委員 報告ありがとうございます。

資料2-2の2ページ目、種類別相談受付状況の中で、乳幼児期に限りませんけれども、乳幼児期6歳以下を見ましても、知的障がいのが圧倒的に多いですね。ただ、はっきりした数字はありませんけれども、私どもの肌感覚ですと、いわゆる自閉症の子どもが年々増えていて、またそのような診断が下るケースもしばしば耳にします。そのときに、知的障がいというのは一体何を指しているのか。そして、それ以外にも項目として発達障がいあるいは言語発達障がい等という項目があって、相談区分自体は、確か、ある法的な枠組みを使っていらっしゃると思うのですが、内訳としてはどういう区分をしているのか。そして、実際の相談ケースで自閉症などは知的障がいに全部含まれるのか、その辺りをお聞かせいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 まず、知的障がいにつきましては、児童相談所で受け付けている愛の手帳の申請件数が81件となっております。そのほか、発達障がいの件数が5件となっておりますが、基本的には、こちらにご相談いただくときに発達障がいのご相談で、ということではなくて、お子さんの育て方で悩んでいるということで、育成相談の性格行動等で相談を受けて対応しているところが多くなってございます。

それから、すぐ近くにたんぽぽセンターという療育施設がございまして、そちらを相談先として発達障がいのご相談をされるというケースも多数ございますので、それで統計の中で発達障がいというところが少なくなっているといった状況でございます。

○師岡委員 それでは知的障がいという区分は、愛の手帳を受けた件数ということなのですね。それ以外の気になる子どもを含めて実態としては多々あると思いますが、それらは他の療育機関等、あるいは個別の園で対応されているということになりますか。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 そのとおりでございます。

○師岡委員 ありがとうございます。

○河津委員長 ほかにはいかがでしょうか。

○片倉委員 愛の手帳で知的な障がいがあると認められた方が知的障がいになりますけれども、発達障がいはドクターの医学診断が必要であり、いろいろな発達障がいの徴候があっても、知能検査等の結果からは知的障がいと診断されないということがあると思いますが、その認識でよろしいでしょうか。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 おっしゃるとおりでございます。医学的な診断というところも加えまして、場合によっては家庭環境、養育環境が原因で発達障がいのような症状が出てしまっているようなケースもあろうかと認識してございます。そういった場合ですと、受け付けた段階では診断がつかみませんので、一旦は育成相談という形で対応させていただいて、家庭環境の改善、調整が必要であれば、ケースワーカー、心理職の職員が丁寧に相談対応しております。

○師岡委員 そういう意味で、今回御報告いただいていることは、児童相談所が把握している案件であるということですので、ほかの委員さんも恐らく誤解、勘違いはないかと思いますが、荒川区の中でも、障がい児の実態やその対応を全て網羅しているものではないというところは、改めて共有していく必要があるかなと思います。ありがとうございました。

○河津委員長 ありがとうございます。それでは、ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項の「(2) 荒川区子ども家庭総合センターの運営業務について」は以上とさせていただきます。

続いて、「児童福祉に係る荒川区の令和7年度の取り組みについて」、まずは「子どもの権利に関する取り組み」について、所管課から説明をお願いいたします。

○後藤子育て支援課長 お手元の資料3-1を御覧ください。「令和7年度子どもの権利に関する取り組み」でございます。

まず「1 あらかわこどもほっとらいん(子どもの権利擁護相談事業)」です。(1)の事業概要ですが、弁護士や臨床心理士の資格を持った子どもの権利擁護委員が電話やメールで子どもや保護者から相談を受け付けています。相談実績は表のとおりで、この事業は令和5年度から実施しており、令和7年度12月末までの実績でございますが、ここ3年間は横ばいから微増傾向にある状況でございます。

主な相談内容を下記に記載しておりますが、学校に関する相談が多い傾向にございます。令和7年度が一番下にございます他の家庭内における子どもへの虐待疑いについて、でございますが、これは区内の保護者が発信しているブログを閲覧した方が、ブログの中に記載されている子どもを含めた内容について、やや過激ではないかということを経験された内容となっております。

続いて、右側の「2 子どもの権利擁護事業」です。(1)の事業概要として、児童養護施設や里親に措置されている児童を対象に、悩み事に関する意思表示ができる事業を実施

しています。児童からの要望に沿って訪問する要請訪問型に加え、令和7年4月から一時保護所へ意見表明支援員が定期的に訪問する定期訪問型を開始しました。相談件数は表のとおりでございます。令和7年度の相談件数14件、内訳は要請訪問型1件、定期訪問型4件とあり、合計すると5件で差があるように見えますが、この相談件数の14件については、一時保護所に設置しております意見箱に投函された子どもからの手紙の枚数が14件あり、この中で意思表明支援員に相談したいとする件数が、要請訪問型1件、定期訪問型4件の合計5件ということになっております。それ以外の9件につきましては、例えばお子さんが一時保護所の職員へ相談したいなどといった希望が多く、その希望を踏まえて職員が相談に応じる等、丁寧に対応しているところでございます

裏面を御覧ください。3は今年度から開始しました子どもの権利ポスターコンクールです。子どもの権利に関する普及啓発や子ども自身の理解をさらに深めることを目的に、区内の小学校を対象に子どもの権利ポスターコンクールを初めて開催しました。

(1)の概要ですが、対象は小学4年生から6年生として募集しまして、応募総数は74点と非常に多くの数が集まりました。

(2)にある入賞作品につきましては、区内の公共施設にて、右側のとおり提示しているところでございます。また、このポスターコンクールは、小学校のクラス単位で授業としても取り組んでいただいたところもあり、多くの子どもたちにきっかけを提供することができました。今後も、より多くの子どもたちに興味を持ってもらいたいと思っております、来年度はポスターに加えて、標語の部門も募集する予定としております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○河津委員長 それでは、子どもの権利に関する取組について御質問、御意見のある方はお手を挙げてください。

では、片倉委員からどうぞ。

○片倉委員 2の事業で、一時保護所の子どもたちに対してどのように子どもの意見表明事業の説明をしているのか教えていただければと思います。職員への相談とは違うというような趣旨をどのように説明しているのでしょうか。

○佐藤子ども家庭総合センター副所長 一時保護所に入所するお子さんにつきましては、入所するタイミングでなぜ保護するのかというようなことと併せて、意見表明のことについて、お子さんの年齢に応じて丁寧に御説明をさせていただいております。普段は当然職員が近くにいますので、職員に話せることはそこで話をしてくれればよいよ、とお話をしていますけれども、なかなか皆がいて話がしづらいですとか、お子さんの特性もありますので、直接は話がしづらいというようなことであれば、意見用紙を事前にお子さんにお渡しして、「こういったものに記載して、この意見箱に入れるんだよ」というようなことも含めて、お子さんたちに丁寧に説明をしている状況でございます。

○片倉委員 ありがとうございます。

○河津委員長 それでは、川松委員どうぞ。

○川松委員 同じ事業について、14件というのは意見箱に入った件数だということですが、意見表明支援員の方が一時保護所に行って、今日面談したいということもあります。それで、定期訪問が4月から12月末時点で4件なのですが、これは意見表明支援員の方はどのぐらいの頻度で訪問されているのかということと、1回につき何人いらっしゃるのか。また、意見表明支援員の方がお子さんたちに説明をしてくださった上で、一緒に時間を過ごしながら、何かお話ししたいというお子さんがいらしたら、面接等になるのではないかと思うのですが、意見箱に出ている以外の面談はあるのか教えてください。

また、これは一時保護所だけで実施していて、区内の児童養護施設や里親等では実施されていないのかという点について伺いたいと思いました。よろしくお願いします。

○後藤子育て支援課長 まず、意思表明支援員につきましては、毎週土曜日に1人の方が訪問していて、男の子のフロアと女の子のフロア、それぞれ1時間程度ずつリビングで一緒に過ごしながら、話しやすい雰囲気をつくって、いつでも話していいよということで実施しており、実際に多くのお子さんをご相談していただいています。これはいつでもいいよということですので、面談というよりは、自由に話していいよということで、相談実績に記載している件数とは別に、実際に相談いただいている内容としてはかなり多くあるような状況でございます。

あと、児童養護施設への拡充につきましては、他の自治体が幾つかそういう傾向にあるということもありますので、荒川区としても検討しているところでございまして、どういう順番で広げていくのか、スケジュールも含めて検討中でございます。以前にもこの場で御意見をいただいているところでございますので、前向きに考えていくというところでございます。

○川松委員 ありがとうございます。

お子さんによっては、男性だと話しにくいお子さんがいますね。女の子だったら女性がいいなということもあるかもしれないのですが、性別がお一人だと偏ってしまうのではないかと思うのですが、その点は、何人か登録されている方が交代で行かれるということなのでしょうか。

○後藤子育て支援課長 現在は3人の方が登録していただいている、3人が交代で訪問しているところでございます。3人の方は、全員女性の方でいらっしゃいますので、将来的なところは少し検討の余地があらうかと考えているところでございます。

○川松委員 ありがとうございます。

○掛川委員 2点お伺いします。先程のご報告にも沿うところでございますが、まず1つ目は、1番のあらかわ子どもほっとらいんについてです。大変意義のある事業だと思うのですが、やはり子ども人口から考えますと、大変相談件数が少ないように思われます。そうすると、もしかすると事業についての周知が足りていないのか、あるいは相談しても解決に至らないというように子どもたちから、あるいは保護者から思われてしまっているか、大きく

考えるとそのようないずれか、あるいはまた新しい原因があるかもしれないのですが、その辺りについて、より子どもに、そして保護者にも、子どもの権利侵害があったときに相談しようとなれるような工夫等をしていただきたいなと思っておりますが、今、取り組んでおられることなどあれば、教えていただければと思います。

もう一点、右の子どもの権利擁護事業についてですが、意見表明支援員がお話を聞いたり、あるいは意見箱で紙の形で書かれたりしたものについて、その意見をどのように受け止めて、その結果としてどうなったのか、あるいは改善や意見のとおりにはすることができなかったというようなフィードバックをどのような形で行っているのかお聞かせいただければと思います。

○後藤子育て支援課長 確かに掛川委員おっしゃるとおり、子どもの人数から見ると、かなり少ないのかなというところは正直なところだと思います。区としては、ホームページを中心に、様々なツールを使って広報をしており、実際にホームページから入った方もいらっしゃいます。ただ、一方では、子どもや保護者にとって相談できるツールが区の中でもかなりあるということもあり、相談が幾つか分散しているという傾向にあるのかと思っております。これは今後、もう少し分析しなくてはならないと思っております。このところ、チャットGPTなどのAIで相談の回答が簡単に得られてしまうということもあり、当然、私どものほっとらいんは、一個一個専門性も高く細かいオーダーメイドの相談に対応できる場所であるのですけれども、そういった外因的なところもあるのかなとも考えられるので、もう少し分析していく必要があると思っております。

2つ目のフィードバックの部分につきましては、いただいた子どもたちのお手紙の内容について検討等を行い、その結果については、子どもに事前相談しながらフィードバックしており、そのほとんどは一時保護所職員もしくは、担当のケースワーカーからフィードバックしております。また、子どもへの事前相談の結果、意見表明支援員からのフィードバックを求められた際には、子どもから意見表明を受けた意見表明支援員より、子どもへフィードバックすることとなります。

○佐藤子ども家庭総合センター副所長 一時保護所から1点補足をさせていただければと思います。

今、子どもの意見に対する検討についてのお話がありました。子育て支援課で一旦意見内容については取りまとめることになっているのですが、意見の伝え先についてはお子さん自身のご意向があると思います。一時保護所の職員から話が欲しいとか、自分がこのように言ったということはあまり表にしてほしくないのだとか、いろいろとお子さんのご要望もありますので、方法としては、お子さんが職員から話をしてもらっても構わないという意向であれば、保護所の職員ですとか、もしくはケースワーカー等からお話をさせていただいています。ただ、自分が言った内容であまり言ってほしくないというようなことであれば、例えば会議の中で、もう少し抽象的な表現で、こういうところを注意していこうと伝えたり、

場面を変えて関係者に御報告したり等、いろいろな方法・手段で工夫しながら、できる限り子どもの意見に応えられるよう努めているところでございます。

○掛川委員 御説明ありがとうございました。

子どもの意見への対応については、いろいろと工夫してご配慮くださっているのだということがよく分かりました。子ども本人が、自分の意見がどのように取り扱われて、どういう結果となったのかを知ることは、とても大事なことです。フィードバックに漏れがないように引き続きご努力いただければと思います。以上です。

○河津委員長 ありがとうございます。坂井委員、どうぞ。

○坂井委員 報告ありがとうございました。

あらかわ子どもほっとらいんについてです。この表にある件数ですけれども、これは相談の実件数なのか、延べ件数なのか教えてください。

○後藤子育て支援課長 こちらは延べ件数になっております。実件数ではなくて、同じ方が複数ということもあり得るものでございます。

○坂井委員 分かりました。ありがとうございます。

条例で決まっている仕組みなのかなと思いますが、権利擁護委員が間に入って取組をしたときに、どこまでのことができるのでしょうか。ほかの自治体であれば、学校に対して円満な解決を働きかけて、なかなかうまくいかないときには、区立の学校であれば勧告を行って、勧告をしたことに対して、学校がどう取り組んだか報告を求めて、区のホームページで公開されることになっているなど、条例で決まっていたりします。また、民間の団体や都立の学校であれば、勧告ではなくて、要請を行って、要請に対してまた報告をもらうなどありますが、その辺りはどのような仕組みになっているか伺ってよろしいですか。

○後藤子育て支援課長 まず子ども権利擁護相談事業は条例ではなく、区の事業として運営しているものでございます。子どもからの相談で、学校関係でございまして、お子さんあるいは保護者からご相談いただいた内容を弁護士や心理士である権利擁護委員が丁寧にお聞きして、課題を分析するなど、どちらかという、弁護士相談のように回答をしっかりと導いて教育委員会までつなげるというよりは、教育委員会に相談するには、こういったことを相談したほうがいいですよ、といったアドバイスを行うことが多い形で、例えば中学校の校長先生にアテンドするというところまではしていないような状況でございます。

○坂井委員 分かりました。ありがとうございます。

○河津委員長 私が、川崎市に関わっていたときは、公立の学校は職権で入れました。最終的には教育委員会が学校へ大体指示してくれるので、どちらかという学校側に非があり、最終的に謝罪して終えるという形が多かったです。公立施設の場合は、福祉施設部門の長がそれまでのことを謝罪するという形で終わることが多いのですけれども、その途中経過はなかなか素直に認めてくれるという問題ではないので、相当に苦労しながら取り組んでいました。

私立については、同意の上で入るところでした。ですから、最終的なことも勧告というよりは助言のような形で終わることが多くて、そういう意味では、公立と私立とで介入の仕方が違っていったという格好でした。とにかく何らかの不服申立てを受けたときには、終結までは形を整えていましたけれども、ここでは一応助言で済んでいるということですよ。分かりました。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、資料裏側に、子どもの権利ポスターコンクール、権利パネル展の様子というのがありますけど、この辺りは実施内容の報告ということですが、何か御意見、御質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、「児童虐待防止・里親支援の取り組み」について、所管課からお願いいたします。

○古賀子ども家庭総合センター相談担当課長 資料3-2と右上に書いてある資料をお手元をお願いいたします。

令和7年度児童虐待防止・里親支援等に関するこれまでの取り組みを報告させていただきます。

資料3-2の左側をご覧ください。まず、11月の児童虐待防止推進月間に合わせて実施いたしました1の(1)から(4)の取組を御報告させていただきます。

(1)の児童虐待防止推進講演会では、「小児期逆境体験とトラウマインフォームドケア」というテーマで小児専門医の山岡祐衣先生の講演会を実施いたしました。こちらの講演会では、区民の方だけでなく、子ども家庭総合センターと関わっている関係機関の方にも多くご参加いただきました。

(2)のパネル展示につきましては、実施期間等は記載のとおりとなっております。写真の右端のほうに映っているオレンジリボンのツリーでございしますが、こちらはパネル展に来場した区民の方にオレンジのリボンを実際に飾りつけて、貼りつけてもらって完成したものの写真となっております。

続いて、右側のページ、(3)のイベント出展につきましては、交流都市フェア、あらかわ福祉まつりという来場者の多いイベントにブースを出展して、普及啓発を行いました。

写真の右側の部分が児童虐待防止に関するパネル、左側が里親制度に関するブースとなっております。フォスタリング機関と合同で出展いたしました。

続きまして、(4)のあらかわ遊園のライトアップにつきましては、児童虐待防止推進月間に合わせて、シンボルカラーであるオレンジカラーにライトアップを実施いたしました。

裏面を御覧ください。裏面には里親の関連について記載してございます。2の(1)里親の新規開拓・普及啓発等に対する取り組みといたしましては、地域に根差したフォスタリン

グ機関として、写真に記載のとおり、地域のお祭りにも積極的に出展いたしました。

また、新たな工夫といたしまして、フォスタリング機関がカプセルトイの機械を購入しまして、イベントの際に里親クイズに答えると機械を回してグッズがもらえるという取組を始めまして、子どもが興味を持ったことをきっかけに、保護者の方にも話を聞いてもらえる機会が増えたと聞いてございます。カプセルの中身は、もともと里親の普及啓発で作っていたグッズなどを入れてございますが、今年度からこういった形で興味を持ってもらえるような工夫をさせていただきました。

そのほか、里親の上映会、パネル展示、教育体験発表会につきましても、昨年度同様実施しております。映像をご覧になった方や、療育体験発表会で里親さん、里子の話を聞かれた方の中には涙を流して聞いていらっしゃった方もいらっしゃいました。特に元里子の話に心を打たれたという感想をアンケートでは多く頂戴したところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上になります。

○河津委員長 ありがとうございます。

それでは、この件に関してご意見等があればお願いしたいと思います。

私も東京都で勤務していた時代には元里子さんの体験発表を、都議会のホールを使って行いましたけど、非常に実感があって、いろんな課題もそこに出てきましたし、それから映画の上映もいいですね。こういう手段というのは本当に訴えるものがあるのでいいと思います。

どうぞ、委員の方々、ご意見等があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本件について以上とさせていただきます。

それでは、本日の案件は一通り終わりました。全体を通して何かご意見があればお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局より事務連絡をお願いいたします。

○後藤子育て支援課長 今後の審議会についてご案内いたします。

現在の任期でございます第3期児童福祉審議会は、令和8年6月をもって任期満了を迎え、任期満了に伴い、7名の委員がご退任されることとなります。皆様には、第3期のみならず、長年委員をお務めいただき、誠にありがとうございました。

また、引き続き第4期委員をお務めいただく予定の方につきましては、次回の審議会の日程について、7月頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○河津委員長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして令和7年度第2回荒川区児童福祉審議会を終了いたします。



ありがとうございました。